



ひろば 自國の「負の歴史」に向き合うことを隣国に学ぶ

歴 史ある「法と民主主義」に原稿を寄せる機会を頂き恐縮しております。2025年10月まで、自由法曹団本部事務局長をつとめておりました、山添健之と申します。ロースクール一期生の新60期、事務所は大江京子弁護士と同じ東京東部法律事務所です。日民協の「名ばかり」会員ですが、「改憲問題対策法律家6団体連絡会」の活動では、日民協に活動の主軸をおく研究者・弁護士の皆様や、専従事務局の皆様と一緒に仕事をさせて頂くこともあります、その活動の奥行きの深さや、毎月これだけ充実した機関誌を発行されていることに、敬意を表さずにはいられません。

さて、2年間の事務局長任期中、自由法曹団の活動として2回、外国に行く機会に恵まれました。2024年3月の台湾訪問と、2025年3月の韓国訪問です。

台湾は、「改憲阻止対策本部」の企画として、台湾の民主化の歴史を学び、法律家も関わる人権団体である台湾人権促進会・民間司法改革基金会と交流することを主目的に訪問しました。韓国は「差別問題対策委員会」の企画として、日本の植民地支配・抵抗運動の歴史や、解放後の政府による人権弾圧・民主化運動の歴史をまなぶとともに、民弁(民主主義のための弁護士集団)の若手弁護士や在日コリアン法律家協会の皆様と交流することを主目的に訪問しました。

台湾では、アジア・太平洋戦争終結後1948年に制定された「動員戡乱時期臨時条款」とよばれる、憲法の「緊急事態条項」により選挙権その他国民の権利を停止し、「白色テロ」と呼ばれる政治弾圧や、1991年までの長期の戒厳令が法的に「正当化」されました。このような人権弾圧の負の歴史は、政治犯収容所を「国家人権博物館」として保存・公開するなど、政府により受け継がれています。私たちが視察した台北近郊の「国家人権博物館・白色テロ景美記念園区」では、収容者への面会室で、(収容者ではなく)面会者に向けて大きな字で「検挙匪諜 人人有責」(「共産スパイの摘発に、みな責任を負う」の意味でしょうか)と書かれていたことが印象的です。

韓国の「戦後」の人権弾圧・民主化運動の歴史は最近、映画(光州事件を描いた「光州5・18」や「タクシー運転手」、ソウル大生拷問死事件を描いた「1987、ある闘いの真実」など)でも広く知られるようになりました。「反共」を国はとし、軍事政権が長く続いた韓

国では、1990年近くまで民主化運動の弾圧が続き、軍・警察・政府機関(内務部)がそれぞれ反共・民主化潰しを担いました。私たちが視察した「南岳洞対共本部」は内務部の秘密組織で「海洋研究所」を装って過酷な取調べ・拷問を行っていた建物です。現在は国立の「民主化運動記念館」として保存され、その負の歴史を後世に伝える役割を担っています(韓国にはこれ以外にも各地に「民主化運動記念館」が作られています)。

さて、翻って日本政府はどうか、ということです。もちろんこれまでも、日本が植民地支配や、人権弾圧の負の歴史に向き合っていないことはわかっていましたが、身近な二つの隣国が自国の負の歴史に向き合おうとしている姿勢を目の当たりにし、改めて日本の後進性を悲しんでいるところです。少し余談になりますが、上記韓国の民主化運動を描く映画のうち二つは「CJエンターテインメント」という、サムスングループに端を発する超大企業の子会社が製作・配給したものです。日本の大企業が、このような映画に積極的に関わることが、果たしてあるでしょうか。

もちろん、韓国には韓国の中、台湾には台湾の人権課題が今でもあり、両国を「人権先進国」と賞賛するものではありません(現地の方にもそのように釘を刺されました)が、改めて隣国に学び、自分たちを振り返る機会をもつことの大切さに、思いが至る経験となりました。

実はソウルの「民主化運動記念館」は、訪問時まだ完成しておらず、特別に見学させてもらえたものでした。近々また訪問し、完成した民主化運動記念館や、「韓国の民主化・人権を象徴する都市」(韓国観光公社の案内)光州を訪問したいと思っています。

(弁護士 山添健之)

次号予告

「法と民主主義」2026年2/3月合併号(No.606)

【特集】

さて、最高裁を変えるには
——任命制度と国民審査
(第55回司法制度研究集会から)

●針生誠吉基金●

本誌は、故針生誠吉先生からの多額のご寄付によって、発行を支援していただいております。